

電磁界情報センター運営委員会規程 対照表

最新版（平成 20 年 11 月 18 日改訂）	第 1 回運営委員会提案	変更理由
<p>(設置目的)</p> <p>第 1 条 電磁界情報センター（以下「センター」という。）の中立性・透明性を確保するため、センターの運営に関する重要事項を審議するとともに、センターの運営に関して財団法人電気安全環境研究所の理事長（以下「理事長」という。）に対して意見具申を行う組織として電磁界情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置目的)</p> <p>第 1 条 電磁界情報センター（以下「センター」という。）の中立性・透明性を確保するため、財団法人電気安全環境研究所の理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、センターの運営に関する重要事項を審議するとともに、必要に応じてセンターの運営に関する意見具申を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会の自律性を確保するため、「理事長の諮問に応じ」を削除した。
<p>(組織)</p> <p>第 2 条 運営委員会は、委員 14 名以内で構成する。</p> <p>2 理事長は、センター運営の中立性・透明性を確保する観点から、学識経験者や公共性の高い法人職員等のうち高い識見を有する者を委員として委嘱する。</p> <p>3 理事長は、委員の委嘱に当たっては、電磁界情報センター所長（以下、「センター所長」という。）の意見を尊重しなければならない。</p> <p>4 運営委員会に、委員長を置く。運営委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選により選任する。</p> <p>5 委員長は、会務を総理する。</p> <p>6 委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちからあらかじめ互選された者（以下「副委員長」という。）が委員長の職務を代行する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 2 条 運営委員会は、委員 14 名以内で構成する。</p> <p>2 理事長は、センター運営の中立性・透明性を確保する観点から、学識経験者や公共性の高い法人職員等のうち高い識見を有する者を委員として委嘱する。</p> <p>3 理事長は、委員の任命にあたっては、電磁界情報センター所長（以下、「センター所長」という。）の意見を尊重しなければならない。</p> <p>4 運営委員会に、委員長を置く。運営委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選により選任する。</p> <p>5 委員長は、会務を総理する。</p> <p>6 委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちからあらかじめ互選された者（以下「副委員長」という。）が委員長の職務を代行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「任命」を「委嘱」に修正した（第 1 回提案時の修正漏れ）。
<p>(委員の委嘱期間等)</p> <p>第 3 条 委員の委嘱期間は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の委嘱期間は、前任者又は他の委員の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p>	<p>(委員の委嘱期間等)</p> <p>第 3 条 委員の委嘱期間は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の委嘱期間は、前任者又は他の委員の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>(委員の解嘱)</p> <p>第 4 条 理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合、その委員を解嘱することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められるとき</p> <p>2 理事長は、前項第 2 号の規定により委員を解嘱する場合、当該委員にあらかじめ通知するとともに、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(委員の解嘱)</p> <p>第 4 条 理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合、その委員を解嘱することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められるとき</p> <p>2 理事長は、前項第 2 号の規定により委員を解嘱する場合、当該委員にあらかじめ通知するとともに、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(変更なし)</p>

電磁界情報センター運営委員会規程 対照表

最新版（平成 20 年 11 月 18 日改訂）	第 1 回運営委員会提案	変更理由
<p>(会議)</p> <p>第 5 条 運営委員会は、委員長が招集する。なお、緊急を要する場合であつて、諸般の事情により運営委員会の招集をすることができない場合は書面による審議を行うことができる。</p> <p>2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 運営委員会にやむを得ず欠席する委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、委員以外の者を代理人に定めるときは、あらかじめ理事長の了解を得るものとする。</p> <p>4 前項の規定により議決権を行使する委員は、第 2 項の規定の適用については、出席者とみなす。</p> <p>5 第 3 項に規定する代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに委員長に提出しなければならない。</p> <p>6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>7 委員長は、当該議案の分野に係る専門家をオブザーバとして出席させ、説明を求めることができる。</p> <p>8 運営委員会は、センター運営の中立性・透明性の観点から次の事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営方針に関すること</p> <p>(2) センターの事業計画及び収支予算、並びに事業報告及び収支決算に関すること</p> <p>(3) センターの年度業務計画及び年度実行予算に関すること</p> <p>(4) センター所長の人選に関すること</p> <p>(5) 本規程の改廃に関すること</p> <p>(6) その他、センターの目的を達成するために必要な事項</p> <p>9 運営委員会は、原則として毎年 2 回開催する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第 5 条 運営委員会は、理事長が招集する。なお、緊急を要する場合であつて、諸般の事情により運営委員会の招集をすることができない場合は書面による審議を行うことができる。</p> <p>2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 運営委員会にやむを得ず欠席する委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、委員以外の者を代理人に定めるときは、あらかじめ理事長の了解を得るものとする。</p> <p>4 前項の規定により議決権を行使する委員は、第 2 項の規定の適用については、出席者とみなす。</p> <p>5 第 3 項に規定する代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに委員長に提出しなければならない。</p> <p>6 運営委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に差し支えがある場合には、副委員長がこれにあたる。</p> <p>7 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>8 委員長は、当該議案の分野に係る専門家をオブザーバとして出席させ、説明を求めることができる。</p> <p>9 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、センター運営の中立性・透明性の観点から次の事項を審議する。</p> <p>(1) センターの運営方針に関すること</p> <p>(2) センターの事業計画及び収支予算、並びに事業報告及び収支決算に関すること</p> <p>(3) センターの年度業務計画及び年度実行予算に関すること</p> <p>(4) 本規程の改廃に関すること</p> <p>(5) その他、センターの目的を達成するために必要な事項</p> <p>10 運営委員会は、原則として毎年 2 回開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運営委員会の自律性を確保するため、委員長が委員会を招集することとした。 ●上記規定により、議長に関する規定は不要。 ●運営委員会の自律性を確保するため、「理事長の諮問に応じ」を削除した。 ●「寄附行為」規定上、センター所長の任免権は理事長にあるものの、人選に関する意見を運営委員会に諮問できることとした（上記「寄附行為」規定の理由によって第 1 回に削除提案した条項の復活）。
<p>(意見具申)</p> <p>第 6 条 運営委員会は、センターの運営に関し理事長に対して意見具申を行うことができる。</p> <p>2 運営委員会から意見具申があった場合には、理事長はこれを尊重しなければならない。</p> <p>3 センター所長は、運営委員会が理事長への意見具申のために必要とする情報を提供しなければならない。</p>	<p>(意見具申)</p> <p>第 6 条 運営委員会は、必要に応じてセンターの運営に関し理事長に対して意見具申を行うことができる。</p> <p>2 センター所長は、運営委員会が理事長への意見具申のために必要とする情報を提供しなければならない。</p> <p>3 運営委員会から意見具申があった場合には、理事長はこれを尊重しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運営委員会の自律性を確保するため、「必要に応じて」を削除した。

電磁界情報センター運営委員会規程 対照表

最新版（平成 20 年 11 月 18 日改訂）	第 1 回運営委員会提案	変更理由
<p>(情報の開示制限)</p> <p>第 7 条 運営委員会委員は、運営委員会において非公開とすべきとされた情報について、他人に漏らし、又は自己の利益のため若しくは運営委員会活動以外の目的のために利用してはならない。退任した後も同様とする。</p>	<p>(情報の開示制限)</p> <p>第 7 条 運営委員会委員は、運営委員会により知り得た情報について、他人に漏らし、又は自己の利益のため若しくは運営委員会活動以外の目的のために利用してはならない。退任した後も同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第 1 回運営委員会において、透明性の観点から本条項の矛盾が指摘されたため。なお、運営委員会には個人情報等を含む情報も提示される場合もあるため、このような情報の開示については制限する。
<p>(センター所長)</p> <p>第 8 条 センター所長の選任に当たっては、運営委員会の意見具申を踏まえ、理事長が任命する。なお、運営委員会の設置以前に任命されたセンター所長については、運営委員会の事後了承を得ることとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 条第 9 項に同じ（「寄附行為」規定の理由によって第 1 回に削除提案した条項の復活）。
<p>(議事録)</p> <p>第 9 条 事務局は、運営委員会の議事の概要を記録した議事録を作成し、委員長の承認を得た上でこれを公開する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 8 条 事務局は、運営委員会の議事の概要を記録した議事録を作成し、議長の承認を得た上でこれを公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 条で議長に関する規定を削除したため。
<p>(庶務)</p> <p>第 10 条 運営委員会の庶務は、センターの管理グループが行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 9 条 運営委員会の庶務は、センターの管理グループが行う。</p>	(変更なし)
<p>(補則)</p> <p>第 11 条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を得て細則として定めることができる。</p>	<p>(補則)</p> <p>第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を得て細則として定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「委員会」を「運営委員会」に修正